

鳥取県告示第 292 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、法第 29 条の 5 第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 処分をした年月日

平成 20 年 3 月 25 日

2 被処分者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに建設業の許可番号

株式会社フルタカ

米子市彦名町 4245-1

代表取締役 吉田 由美子

鳥取県知事許可（般-18）第 6352 号

3 処分の内容

建設業の許可の取消し（建築工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実

株式会社フルタカは、平成 18 年 7 月 28 日付けの建設業許可申請において、営業所の専任技術者が法第 7 条第 2 号の基準に適合していないにもかかわらず、虚偽の専任技術者証明書及び実務経験証明書を建設業許可申請書に添付して提出し、同年 8 月 18 日に法第 3 条第 1 項の許可（建築工事業、管工事業）を受けた。

このことが、法第 29 条第 1 項第 5 号に該当する。